

税理士による無料税務相談

開設期間・会場

会場	2月					
	17 金	20 月	21 火	22 水	24 金	27 月
東海市立 商工センター	○	○	○	○	○	○
大府市役所		○	○	○	○	

開設時間 午前9時30分～正午、
午後1時～午後4時

※ 会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

問い合わせ先 半田税務署 ☎(21)3141
(自動音声案内で「0」を選択してください)

対象者

- 令和3年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)の方(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)
- ①の方で消費税及び地方消費税の課税事業者の場合には、令和2年分の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③給与所得者及び年金受給者の方(ただし、所得金額が高額な者、相談内容が複雑な者は除く)

【注意事項】

- 次に該当する方は、半田赤レンガ建物をご利用ください。
- ▽譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をされる方
- ▽消費税の新規課税事業者のうち、申告書の作成に時間を要する方

確定申告の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利

本年の確定申告では、確定申告会場の混雑を回避する体制をとることを予定しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自宅からパソコン・スマートフォンで利用できるe-Taxをご利用ください。

- 「国税庁ホームページ」から「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書を作成できます。

- 申告書を提出

▽e-Taxで送信
e-Taxで送信するためには、事前に準備が必要です。

▽印刷して提出

郵送などで、税務署に提出します。

※ 申告期間中であれば役場税務課窓口へ提出することができます。

確定申告書の入手方法 確定申告書や確定申告に必要な各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。申告書などの用紙の送付を希望される方は、半田税務署へお問い合わせください。

また、申告書などの用紙は、1月13日(金)以降に役場税務課②番の窓口横に用意する予定です。

令和4年度より税務署から役場に送付される用紙が大幅に削減されることになりました。一部の用紙については、役場窓口での配布ができない場合もありますのでご了承ください。

スマートフォンでも確定申告書の作成ができます

2カ所以上の給与所得がある方、公的年金収入やその他雑所得がある方も、スマホ専用画面で申告できます。



▲スマートフォン専用サイトはこちらから

▽マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンがあればe-Taxで申告書を送信できます。

▽ID・パスワード方式

申告される本人が顔写真付きの本人確認書類を税務署にお持ちください。IDとパスワードが交付されますので、e-Taxで申告書を送信できます。

所得税の還付を受けるための申告書は1月4日以降提出することが可能

所得税の還付を受けるための申告は、源泉徴収票などの必要書類が準備できていれば、1月4日(水)～2月15日(水)の間も半田税務署で申告書の作成を行うことができます。会場への入場には、入場整理券が必要となります。詳細につきましては事前に半田税務署にお尋ねください。

また、自身で作成した申告書を提出することもできます。(土曜日、日曜日、祝日は、税務署は閉まっていますので税務署入口の時間外収受箱に入れてください)

毎年、確定申告期間中は税務署申告会場も町の申告受付会場も混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。混雑する確定申告期間前に還付申告を済ませましょう。

問い合わせ先 半田税務署 ☎(21)3141 (自動音声案内で「0」を選択してください)

